

製品認証に係わる手引き

非管理版

一般財団法人 発電設備技術検査協会
認 証 セ ン タ ー

JAPEIC-MS&PCC

A

改訂来歴

改訂 番号	発行日	改訂内容	承認	照査	作成
0	03-2-20	新規発行（認証ロゴマークは別途）	熊野 03-2-20	熊野 03-2-20	関谷 03-2-20
改訂番号 1～13 の改訂内容は、旧版 PCG-0001 改訂 13 を参照。					
14	08-4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・組織変更に伴う見直し ・申請方法等は新規作成文書（PCC-1422、PCC-1426）及びその他関連文書へ移動 ・その他全面見直し 	関谷 08-4-1	宮地 08-4-1	安本 08-4-1
15	10-7-26	認定範囲縮小（原子力分野の廃止）に伴う改訂〔未訂正分の追加訂正〕	佐々木 10-7-26	都築 10-7-25	坂本 10-7-22
16	12-5-30	<ul style="list-style-type: none"> ・“財団法人発電設備技術検査協会”を“一般財団法人発電設備技術検査協会”へ変更 ・民間製品認証規格改訂に伴う改訂 <ul style="list-style-type: none"> (1)図-1 申請及び評価・認証に係わる文書体系において「検査、計測試験設備の管理規則 PCC-1417」を削除 (2)“製品溶接部”を“製品（溶接部）”に変更 ・参考規格の「JAB N410 認定シンボル使用規定」の削除 ・その他見直し 	佐々木 12-5-30	山根 12-5-30	都築 12-5-30
17	13-3-22	西日本支部申請書等受理開始に伴う改訂	佐々木 13-3-22	山根 13-3-22	都築 13-3-21
18	13-10-15	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本支部事務所移転に伴う改訂 ・2.1 安全管理審査実施要領（内規）の日付、番号の修正。 ・6.1.2 文言修正 ・図-1 限定公開文書の明示 	清水 13-10-15	都築 13-10-15	山根 13-10-15
19	14-7-15	・参考規格の見直し	清水 14-7-15	山根 14-7-15	田中 14-7-15

1. 手引きの目的

この手引きは一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター(以下、「*JAPEIC-MS&PCC*」という。)が行う業務のうち、溶接施工工場等の溶接管理プロセス(以下、プロセスと言う。)、製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士技能(以下、製品(溶接部)等という。)に関する評価、認証/承認業務の概要について説明したものです。

なお、本文中に呼び込まれている様式 NO.(PCF 等)は、「様式集」(PCC-0201、PCC-0202 又は PCC-0203)を参照します。

注:溶接士技能には、溶接士技能更新を含む。溶接施工工場等には、溶接施工を行う組織及び溶接設計を行う組織、溶接検査を行う組織を含む。

2. *JAPEIC-MS&PCC*について

2.1 一般財団法人発電設備技術検査協会と製品認証業務

一般財団法人発電設備技術検査協会(以下「*JAPEIC*」と略称します。)は、1970年に火力及び原子力発電用機器の品質の維持向上、安全性の確保を目的として通商産業大臣(現経済産業大臣)の許可を得て設立された財団法人であり、2012年4月1日をもって一般財団法人に移行しました。

経済産業省原子力安全・保安院発行の安全管理審査実施要領(内規)(平成16年12月1日平成16・11・26原院第6号)の別記1に定義される民間製品認証制度を活用する方法を受け、*JAPEIC-MS&PCC*は2004年8月に財団法人(現公益財団法人)日本適合性認定協会(以下「*JAB*」と略称します。)から製品認証機関として認定を受けました。(認定番号:P0020)。その後継続して、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」(TNS-S3101)に基づき、プロセス、製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士技能にかかわる評価業務を実施しています。

2.2 製品認証業務実施のよりどころとなる権限

*JAPEIC*は、内閣府の認可を得た「一般財団法人発電設備技術検査協会 定款」に定められた事業を実施します。*JAPEIC-MS&PCC*が実施する製品認証業務は、この定款に定められた「発電設備等に関する検査、審査及び認証」に該当します。

*JAPEIC-MS&PCC*は、業務運営の公平性を確保するため、学識経験者、設置者及び溶接施工工場の代表者、並びに外部の適合性評価の専門家で構成された「製品認証運営委員会」を設置しています。

*JAPEIC-MS&PCC*は、*JAPEIC*を母体とし、その一部門を構成しますが、製品認証運営委員会を含めた業務運営機構によって、他の業務を実施する部門や外部から影響されることなく製品認証業務を行います。

2.3 財政的基盤

*JAPEIC-MS&PCC*の財政は、「製品認証に関する料金規程」(PCC-1416)に基づき、溶接施工工場等から支払われる申請料、評価・認証料、登録料等の料金をもって支えており、製品認証機関として継続的に責任を果たすために必要な財政的基盤を有しています。なお、収支は、*JAPEIC*の全体収支の中で識別して管理しています。*JAPEIC*以外からの出資や財政的援助は、一切受けていません。

3. JAPEIC-MS&PCCの認証範囲と認証基準

3.1 認証(又は承認)対象項目

認証(又は承認)の対象となるものは、以下のとおりです。

- (1) 溶接管理プロセス(以下「プロセス」という。)
- (2) 製品(溶接部)
- (3) 溶接施工法
- (4) 溶接士技能(承認)

なお、製品は、電気事業法第52条第1項で規定された、ボイラー等とします。

3.2 認証基準

上記(1)～(4)項に対する認証の基準は、以下のとおりとします。

- (1) プロセスの認証基準は、公開している「電気工作物のプロセスに係わる認証規程」(PCC-1406)に示します。具体的な認証基準は、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」(TNS-S3101-2011)の8.1項です。
- (2) 製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士技能の認証基準は、公開している「電気工作物の溶接に係わる認証規程」(PCC-1402)に示します。具体的な認証基準は、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」(TNS-S3101-2011)の8.2項、8.3項、8.4項です。

4. 製品認証に係わる契約の締結

契約の締結方法及び契約内容については、「製品認証に関する契約書」(PCC-1421)をご参照ください。

5. 評価・認証の手順

5.1 プロセス

プロセスの申請方法及び評価・認証の手順は、「溶接施工工場のプロセスに係わる申請及び評価規則」(PCC-1426)をご参照ください。

5.2 製品(溶接部)等

製品(溶接部)、溶接施工法及び溶接士の技能の申請方法及び評価・認証の手順は「電気工作物の溶接に係わる申請及び評価規則」(PCC-1422)をご参照ください。

6. 登録溶接施工工場の権利・義務

6.1 登録溶接施工工場の権利

6.1.1 登録溶接施工工場であることの表明

認証マークの表示方法については「認証マーク使用規則」(PCC-1505)をご参照ください。

6.1.2 JAPEIC-MS&PCCの情報公開

JAPEIC-MS&PCCは、第三者からの要請若しくは問合せに応じ、認証書に記載した内容の紹介、確認及び登録溶接施工工場名簿の公開を行います。

なおこの手引きに記載している文書及び様式は、JAPEIC-MS&PCC ホームページ

<http://www.japeic.or.jp/gyoumu/seihin/>にて公開しており、文書にて入手をご要望の際は、**JAPEIC-MS&PCC**まで問い合わせしてください。

6.1.3 **JAPEIC-MS&PCC**の情報提供

JAPEIC-MS&PCC ホームページには、少なくとも次の①～⑨に示す文書の最新版を掲載しています。文書の体系については、本手引きの図1「申請及び評価・認証に係わる文書体系」を参照ください。申請方法、認証の流れについて具体的に記載した文書が、④「電気工作物の溶接に係わる申請及び評価規則」(PCC-1422)及び⑤「電気工作物の溶接管理プロセスに係わる申請及び評価規則」(PCC-1426)となります。申請様式は、⑨「様式集(レベル A 文書)」(PCC-0201)にありますので、**JAPEIC-MS&PCC** ホームページからダウンロードのうえ使用してください。なお、文書を改訂した場合、登録溶接施工工場にはその旨通知いたします。

- ① 「製品認証に係わる手引き」(PCG-0001)
- ② 「電気工作物の溶接に係わる認証規程」(PCC-1402)
- ③ 「電気工作物のプロセスに係わる認証規程」(PCC-1406)
- ④ 「電気工作物の溶接に係わる申請及び評価規則」(PCC-1422)
- ⑤ 「溶接施工工場の溶接管理プロセスに係わる申請及び評価規則」(PCC-1426)
- ⑥ 「溶接施工工場遵守規則」(PCC-1504)
- ⑦ 「認証マーク使用規則」(PCC-1505)
- ⑧ 「認証に関する異議申立て、苦情及び紛争処理規則」(PCC-1801)
- ⑨ 「様式集(レベル A 文書)」(PCC-0201)

JAPEIC-MS&PCC は、次の認証に関する重要な要求事項を変更する場合は、登録溶接施工工場に十分な期間(1ヶ月)をおいて予告します。また、変更前に、変更に対する登録溶接施工工場のご意見をお聞きし、それらを考慮した上で、変更内容及び発行日を決定します。

- ① 適用するプロセス及び製品(溶接部)等に係わる認証基準の変更
- ② 登録溶接施工工場遵守規則及び認証マーク使用規則の変更

6.2 登録溶接施工工場の義務

認証維持のための要求事項、認証及び認証マークの使用条件、登録の一時停止、取り消し条件等、登録溶接施工工場に遵守して頂く事項を「登録溶接施工工場遵守規則」(PCC-1504)に記載しています。

7. 評価、登録及び検査料金

7.1 料金表

申請、評価、登録料金等は、「製品認証に関する料金規程」(PCC-1416)及び「製品認証に関する料金規程」(PCC-1416)第4条第2項の運用について」(PCS-1416)に規定しています。

7.2 料金の見積り

JAPEIC-MS&PCC は、申請者から料金について見積りのご要望があり次第、標準的な評価、検査工数に基づく料金をお見積りいたします。

JAPEIC-MS&PCC ホームページ <http://www.japeic.or.jp/gyoumu/seihin/> の■概算見積依頼、に掲載の見積依頼書をご利用ください。

8. 異議申立て、苦情及び紛争の処理

「認証に関する異議申立て、苦情及び紛争処理規則」(PCC-1801)をご参照下さい。

9. 機密の保持

JAPEIC-MS&PCC は、評価、認証業務で得られた溶接施工工場の情報について、製品認証運営委員会、下請負契約した機関及び個人を含め、あらゆるレベルにおいて確実に機密保持を行います。

また、文書及び記録の配付、保管及び処分については、確実な機密保持ができるように、識別し管理します。

10. 研修サービス

JAPEIC-MS&PCC は、製品認証に関連する業務として、溶接管理プロセスや適用基準、規格等に関する研修サービス(有料)を行います。

この研修サービスは、一般に公開されている基準、規格等を用いて行うものでコンサルタントではありませんので、研修を受講したことによって製品認証が有利になるような、客観性や公平性に影響のあるものではありません。また、研修サービスで、評価活動の守秘性に影響のあるものでもありません。従って、認証の信頼性を損ねるものではありません。

11. 問合せ先

東日本地区

一般財団法人 発電設備技術検査協会 認証センター

住 所 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 3F

TEL 03-5404-3878 FAX 03-5404-3882 E-mail pcc@japeic.or.jp

URL: <http://www.japeic.or.jp>

西日本地区

一般財団法人 発電設備技術検査協会 西日本支部

住 所 〒530-0003 大阪市北区堂島 2-1-16 フジタ東洋紡ビル 4F

TEL 06-7178-8525 FAX 06-7178-8529 E-mail nishireg@japeic.or.jp

12. 参考規格(製品認証制度引用規格)

公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB) 製品認証機関認定制度基準類(文書番号及び文書名)等

JAB PD102 製品認証機関に対する認定の補足基準及び指針－電気工作物溶接関連－

JAB PD103 製品認証機関に対する認定の補足基準－電気工作物の溶接士の承認－

JAB P300 「製品認証機関に対する認定の基準」についての指針

JAB PD354 「認定の基準」についての分野別指針－電気工作物の溶接管理プロセス－

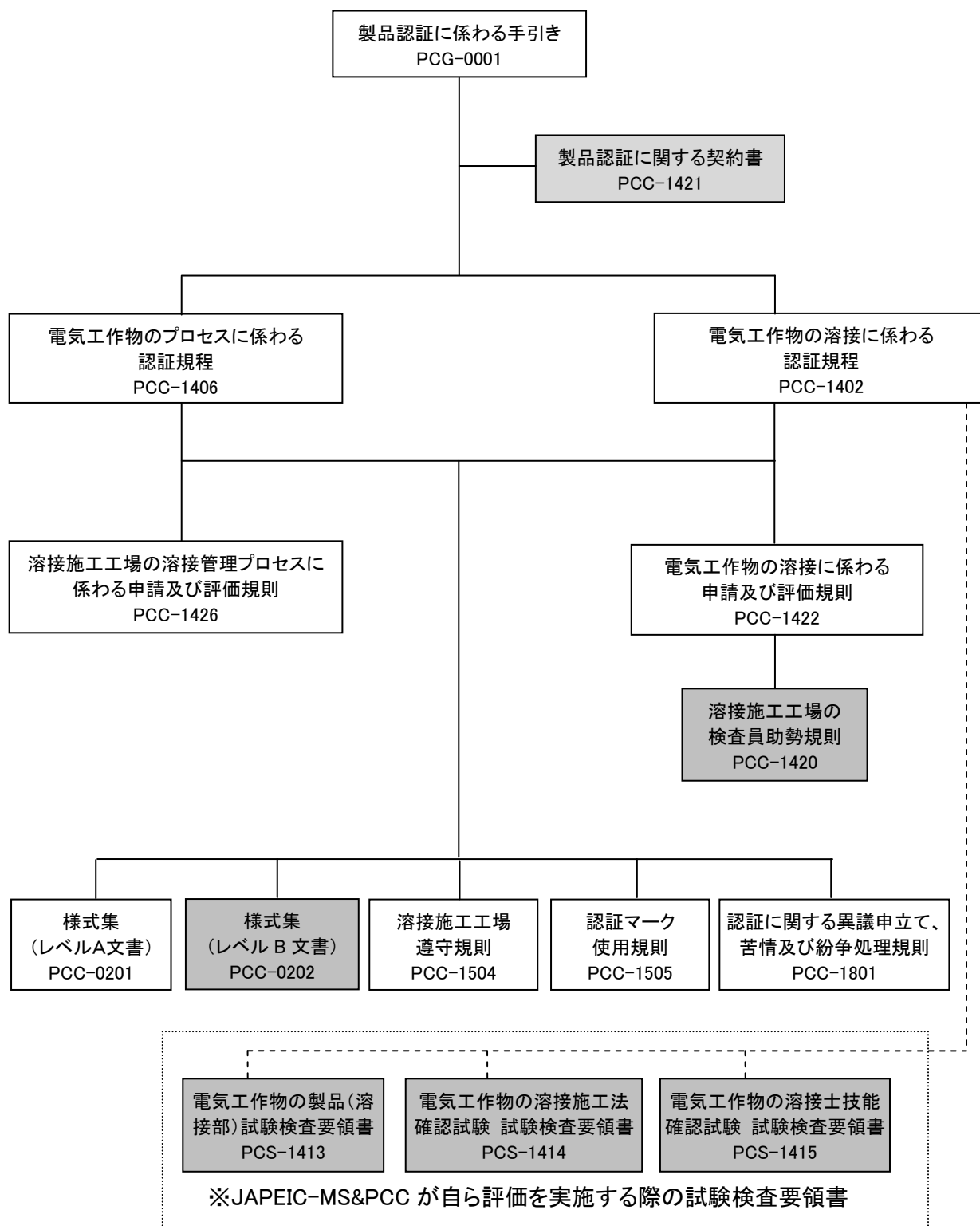
JAB PD355 「認定の基準」についての分野別指針－電気工作物の溶接施工法－

JAB PD356 「認定の基準」についての分野別指針－電気工作物の溶接士－

JAB PD357 「認定の基準」についての分野別指針－電気工作物の溶接部－

JAB N410 認定シンボル使用規則

JIS Q 17065 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項



- はHP上で公開している文書を表す。
- は登録溶接施工工場に限定して公開している文書を表す。

図-1 申請及び評価・認証に係わる文書体系